

小児・児童および妊産婦の医療福祉(マル福)制度の対象者が拡大されました

平成28年10月1日から小児・児童および妊産婦に対する所得制限額が緩和されました。これにより、今までは所得制限により非該当だった小児・児童および妊産婦の方でも10月からは該当になる場合があります。

所得判定(下表「所得制限額の目安」参照)でマル福に該当する方には、「申請案内通知」を8月中旬から下旬にかけて送付していますので、まだ手続きがお済みでない方は必要書類を持参のうえ申請手続きをしてください。

●所得制限額の目安(注)

合計扶養親族数	改正前所得制限額	改正後所得制限額
0人	393万円	622万円
1人	423万円	660万円
2人	453万円	698万円
3人	483万円	736万円

●対象者

小児・児童 0歳から15歳(中学3年の年度末)まで
妊産婦 母子手帳交付日の属する月の初日から出産日の翌月末日まで

(注)

- ・扶養親族1人につき38万円を加算します。(老人扶養はさらに6万円を加算します)
- ・所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113(直通)

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病に罹患した方の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給しています。

【対象者】(以下の要件を全て満たす方)

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証または特定または特定疾患登録者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

【支給額】 年額20,000円(年1回支給)

【申請期間】

○必要なもの

- ・指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証
- ・本人の印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・対象者または保護者の振込先金融機関通帳

○申請期間

10月3日(月)～12月9日(金)
(土・日曜日、祝日は除く)

○申請窓口

茨城町役場社会福祉課(1階3番窓口)

【問合せ先】

社会福祉課 ☎ 029(240)7112(直通)



めざそう 住みよいまちづくり

行政相談週間10月17日(月)～23日(日)

毎日の暮らしの中で、「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「ガードレールが壊れそうで危険」など、困っていること、望んでいることはありませんか。こんな時、行政相談委員にご相談ください。

町では、総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員が活動しており、今月は次のとおり、行政相談所を開設します。

相談は無料・秘密厳守です。事前申し込みは不要ですので、お気軽にご利用ください。

日時 10月17日(月) 午後1時～午後4時
場所 茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階 会議室3
相談委員 石井 敏幸 海老澤 栄子

【問合せ先】 町民協働課 ☎ 029-291-8802(直通)

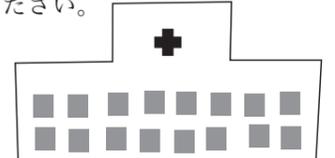
インフルエンザ予防接種を受けましょう

町では10月から小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の助成をします。対象の方には予診票を郵送します。予診票を持参せずに直接医療機関を受診された場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。

次に該当する方には予診票を発行しますので、健康増進課までご連絡ください。

- ①予診票を紛失された方
- ②9月以降に町に転入された方
- ③町外の小中学校に通学されている方

【助成期間】 平成28年10月1日～平成29年1月31日



小児インフルエンザ予防接種(任意予防接種)

【対象者】 町内に住所を有する助成期間内に1歳以上中学3年生まで
【助成額及び回数】 1回につき1,000円を助成(2回まで)
※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。
【受け方】 ①医療機関一覧(予診票に同封してあります)にある医療機関へ予約をとります。
②接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳をご持参ください。
【予診票】 未就学児には個別に郵送しています。就学児には学校を通して配付しています。

高齢者インフルエンザ予防接種(定期予防接種)

【対象者】 町内に住所を有し、接種日に
(1)65歳以上の人
(2)60歳から65歳未満で特定の障害のある人
身体障害者手帳(内部機能障害)1級に相当する人
【助成額及び回数】 2,000円を助成(1回限り)
※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。
【受け方】 ①県内の医療機関(茨城県医師会協力医療機関)へ予約をとります。
②接種日に医療機関へ予診票と被保険者証をご持参ください。
【予診票】 対象者には郵送しています。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134(直通)

健康増進課から予防接種のお知らせ

10月からB型肝炎ワクチンが定期接種となります

対象者の方には予診票を9月下旬に送付します!



B型肝炎ワクチン

【開始時期】 平成28年10月1日から
【対象者】 平成28年4月1日以後に生まれた、1歳に至るまでのお子さん
【接種回数】 3回
【接種方法】 B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回接種し、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目を接種する。
【費用】 全額助成(予防接種費用を全額町が負担します。)
【受け方】 ①県内の医療機関(茨城県医師会協力医療機関)へ予約をとります。
②接種日に医療機関へ予診票と母子健康手帳をご持参ください。
【その他】 ・母子感染予防のため、出生後に抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある方は対象外となります。
・定期接種が開始する前(平成28年9月30日以前)に接種した方、1歳を過ぎて接種した方は任意接種(全額自己負担)となります。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134(直通)

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029(240)7113(直通)

【ジェネリック医薬品とは】
ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(※注1)をもつ医薬品のことです。
高血圧や糖尿病のほか、さまざまな病気や症状に対するお薬が揃い、カプセル・錠剤・点眼剤など形態も多彩。新しい技術で、味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。(※注2)
※注1 新薬が効能追加を行っている場合は、効能・効果が異なる場合があります。
※注2 すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

【ジェネリック医薬品を安心して使ってみませんか】
安全性や効能が新薬(先発医薬品)と変わらず、価格が半額以下になるものもあるジェネリック医薬品(後発医薬品)をご利用いただくことで、窓口での自己負担の軽減だけでなく、医療費の抑制にもつながります。ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に簡単に伝えられる「ジェネリック医薬品希望シート(被保険者証貼り付け用)」は、保険課(5番窓口)にてお借りいただけます。お求めになりたい場合は、窓口でお申し出ください。